

議案第23号

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月21日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例

大網白里市印鑑条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（満15歳未満の者を除く。）」に改める。

第5条第1号中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。第6条第2項第4号及び第11条第6号において同じ。）」を加える。

第6条第2項第4号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第9条中「記載されている」を「記載（第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する印鑑登録原票にあつては、記録。以下この条において同じ。）がされている」に、「記載事項を」を「記載がされている事項を」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であつて、市長が第4条第1項第1号の文書の提示を求めて、印鑑登録者本人であること及びその申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。